

交渉（全労働岐阜支部）議事概要

岐阜労働局長（当局）は、平成27年7月21日（火）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。この交渉の概要は下記のとおりである。

記

「全労働岐阜支部」

- 1 賃金の改善等について
公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善すること。
高齢層職員の賃金水準抑制を行わないこと。
- 2 労働行政体制の拡充について
行政運営に必要な定員を十全に確保すること。職場で生じている欠員について、速やかに解消を図ること。
- 3 労働時間・休暇制度の改善について
「夏の生活スタイル変革」について、労働行政職場への導入を行わないこと。超過勤務を縮減するとともに、超過勤務手当の予算確保を図ること。
- 4 新人事制度について
労働行政のすべての分野における専門性・総合性の維持・向上を図るため労働基準監督官の専管事項の拡大を抜本的に見直すこと。
- 5 非常勤職員の労働条件改善等について
職務内容、職務経験等に応じた賃金の引き上げを行うとともに、定員数の確保を十全に行うこと。

「当局」

- 1 賃金の改善等について
職員の賃金については、公務の特殊性や職員の生活実態等を十分に考慮し、職員が安心して職務に精励できる水準であることが重要であると認識しており、本省等に対して働きかけていく。
- 2 労働行政体制の拡充について

労働行政のすべての分野において、複雑困難な問題が増加する等行政需要は増大する一方であり、国民の期待に応えるべく労働行政の展開を図るためには、組織体制の確保が不可欠である。しかしながら、現状では行政運営に必要な体制の確保が極めて厳しく、必要な定員数の確保に向け、本省に働きかけていく。併せて、当面生じている欠員の解消に全力を挙げて取り組む。

3 労働時間・休暇制度の改善について

「夏の生活スタイル変革」については、職員の希望を的確に聴取した上で、業務体制の確保に努めながら行っていく。

各職場における事務簡素化と効率的な業務運営に努め、超過勤務の縮減に努めるとともに、超過勤務手当の予算確保を行う。

4 新人事制度について

労働行政の全ての分野で専門性の確保と人材の育成は重要な課題であり、現場の意見や実情を把握しながら必要な事項は本省に要請していく。

5 非常勤職員の労働条件改善等について

行政運営に当たっては、相談員等非常勤職員による業務対応が不可欠であり、必要な定員数の確保と労働条件の改善について本省に働きかけていく。

以上